許可番号　第　０１２２０００３５４１　号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　千葉県八街市八街へ１９９番地の２５６
氏　名　大同産業株式会社
　　代表取締役　市原　照公

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事　　熊　谷　俊　人

許可の年月日　　令和３年７月９日

許可の有効年月日　　令和１０年３月３０日

1　事業の範囲
(1) 事業の区分
破砕による中間処理
(2) 産業廃棄物の種類
ア ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，イ がれき類
（これらのうち，特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を処分できない。
※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を処分できない。

2　事業の用に供する全ての施設
許可証別紙のとおり

3　許可の条件
(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては，散水等により周辺への飛散を防止すること。
(2) 産業廃棄物の処理は，午前８時から午後５時までの間の８時間とし，囲い等の維持管理を徹底することにより，騒音に係る規制基準を遵守すること。

4　許可の更新又は変更の状況
昭和６３年　３　月３１日　新規許可
令和　３　年　７　月　９　日　更新許可（優良認定）

5　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有・無

（以下余白）

許可番号　第　012200035 41　号

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 （許可年月日及び許可番号）	処理能力又は保管量 （設置年月日）	数量	設置場所
破砕施設 （施行令第7条第8号の2）	ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず 456 t／日（57 t/時×8時間） がれき類 456 t／日（57 t/時×8時間） （平成13年4月27日）	1	千葉県八街市八街ヘ 199番49， 199番256， 199番328， 199番687， 199番688
ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類保管施設（処理前）	845 ㎡ 2，083 ㎥	1	
ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず保管施設（処理前）	30 ㎡ 37 ㎥	1	
ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類保管施設（処理後）	31 ㎡ 35 ㎥	1	
	153 ㎡ 214 ㎥	1	
ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず保管施設（処理後）	26 ㎡ 27 ㎥	1	
残さ物保管施設（金属くず）	6．9 ㎡ 8．0 ㎥	1	

（以下余白）